

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年二月十八日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

伸友電設株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県戸田市美女木一丁目三十二番四十三号

ハ 代表者の氏名

北原 誉人

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十六）第四六五二三号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

伸友電設株式会社の役員は、覚せい剤取締法違反の罪により、名古屋地方裁判所から懲役二年二月（執行猶予四年）の判決を受け、平成三十年十一月二十三日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。